

横浜市告示第247号

横浜国際港都建設計画区域区分の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画区域区分を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区上山一丁目、鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、中山二丁目、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大圃町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内

横浜市告示第248号

横浜国際港都建設計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画用途地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区上山一丁目、鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、中山二丁目、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大榎町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内

横浜市告示第249号

横浜国際港都建設計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画高度地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区上山一丁目、鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、中山二丁目、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大榎町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内

横浜市告示第250号

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、上白根町、下川井町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区鴨居町、鴨居一丁目、台村町及び寺山町地内、青葉区元石川町地内、都筑区池辺町、川向町、川和町及び東山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、汲沢町、小雀町、品濃町、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉町、岡津町及び上飯田町地内並びに瀬谷区阿久和南三丁目及び瀬谷町地内

横浜市告示第251号

横浜国際港都建設計画緑化地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画緑化地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画緑化地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大榎町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内